

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年6月23日

横浜市契約事務受任者
保土ヶ谷区長 神部 浩

1 契約の概要

岩井保育園門扉補助錠破損修繕

2 履行（納品）場所

横浜市立岩井保育園（横浜市保土ヶ谷区岩井町238）

3 契約日

令和7年6月17日

4 履行日又は履行期間

令和7年6月17日

5 契約金額

60,500円

6 契約の相手方（名称及び所在）

株式会社川上工務店（横浜市港北区菊名6-13-22）

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

門扉の施錠ができないことにより不審者の侵入など園児に危険が迫る可能性があるため。

8 契約の相手方の選定理由

緊急性が高かったため、「有資格者名簿」より検索し、早急な対応が可能だと確認できた事業者を選定した。

9 所管課

保土ヶ谷区こども家庭支援課